

クラウド HUB サービス約款

第1条 (約款の適用)

ネットワークシステムズ株式会社又はそのグループ会社（以下「当社」）は、クラウド HUB サービス約款（以下「本約款」）を定め、これによりクラウド HUB サービス（以下「クラウド HUB サービス」）を提供します。本約款は、クラウド HUB サービスの利用に関わる一切の事項に適用されます。

- クラウド HUB サービスの利用にあたっては、本約款のほか別途締結した NetOne クラウドサービス約款（以下「基本約款」）の定めが適用されるものとします。
- 前二項に加え、第4条第1項に定めるクラウド HUB サービスの内容毎に定める別紙個別条件書（以下「個別条件」）が、クラウド HUB サービスの内容毎に適用されます。なお、個別条件の変更は、基本約款第2条（約款の変更）の定めを準用するものとします。
- 本約款の内容と基本約款の内容に齟齬がある場合、本約款の内容が優先されるものとし、本約款の内容と個別条件の内容に齟齬がある場合は、個別条件の内容が優先されるものとします。また、個別条件の内容と第4条で定義される仕様書の内容に齟齬がある場合、仕様書の内容が優先されるものとします。

第2条 (定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
クラウド HUB サービス	当社が提供するお客様のネットワーク環境やパブリッククラウド等、様々な環境を柔軟に接続するネットワーククラウド基盤のサービスを指します。
基本サービス	クラウド HUB サービスをご利用頂く際に、必ずご購入頂く基本機能を備えたサービスです。
オプションサービス	基本サービスをご利用のお客様が、ご利用用途によってご選択できるサービスです。 ただし、コロケーションをご利用の場合はこの限りではありません。
クラウド HUB サービス契約	第3条の規定に従い締結するクラウド HUB サービスの利用に関する契約を指します。
お客様	当社との間でクラウド HUB サービスに関する契約を締結した者を指します。

第3条 (クラウド HUB サービスの申込み・変更・解約の方法)

お客様は、基本サービス又はオプションサービス（コロケーションに限る。）の新規申込みにあたっては、基本約款に従い、注文書を当社に提出するものとし、基本約款の定めに従って契約が成立するものとします。

- お客様は、基本サービスの新規申込み・変更・解約又はオプションサービスの新規／追加申込み・変更・解約にあたっては、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。

- 基本サービスの変更又はオプションサービスの新規／追加申込み・変更は、当社がこれを承諾した時に成立します。

- 基本サービス又はオプションサービスの解約は、個別条件の定めに従うものとします。

第4条 (仕様)

クラウド HUB サービスの内容は、本約款及び個別条件のほか、以下に定めるとおりとし、その詳細は、当社のクラウド HUB サービス提供仕様書（以下「仕様書」）に定めます。

- 基本サービス
 - 共通 NW
- オプションサービス
 - HUB コネクタ
 - クラウドコネクタ
 - コロケーション
 - クラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service
 - デュアルロケーション
- 当社は、お客様の承諾を得ることなく、仕様書を変更することができます。なお、この場合、クラウド HUB サービスの利用に関する条件は、変更後の仕様書によります。
- 仕様書の変更は、基本約款第2条（約款の変更）の定めを準用するものとします。

第5条 (料金等)

クラウド HUB サービスの料金の詳細は、価格表に定めるとおりとします。

- 当社は、お客様の承諾を得ることなく、価格表を変更することができます。なお、この場合、クラウド HUB サービスの料金は、変更後の価格表によります。
- 価格表の変更は、基本約款第2条（約款の変更）の定めを準用するものとします。基本約款の定めにかかわらず、当社は、物価・賃金等の上昇その他の理由によりクラウド HUB サービスの料金が不相当となった場合は、クラウド HUB サービスの料金の変更をお客様に申し入れることができ、お客様は正当な理由がない限りこれを拒むことができないものとします。
- 当社は、お客様に対し、クラウド HUB サービスを利用した月の末日までに、当月分に係る第1項に定める料金及びこれらに賦課される消費税等額を、請求書をもって通知し、お客様は、翌月末日までに、当該請求書記載の金額を支払うものとします。

第6条 (損害賠償)

当社は、お客様がクラウド HUB サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問わない。）について賠償、返金及び料金の減免等の一切の責任を負いません。

第7条 (協議)

本約款及び個別条件に規定のない事項又はクラウド HUB サービスに関し疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

以上

附則

この約款は、2019年3月29日から実施します。

この約款は、2020年3月31日に変更し、同日から実施します。

この約款は、2021年9月1日に変更し、同日から実施します。

この約款は、2024年5月1日に変更し、同日から実施します。

別紙 個別条件書 基本サービス<共通NW>

第1条 (遵守事項)

お客様は仕様書で定める共通 NW の利用にあたってはエクイニクス社のウェブサイトに掲載されるポリシー（以下「ポリシー」）を遵守するものとします。なお、個別条件とポリシーの内容に齟齬がある場合、個別条件の内容が優先されるものとします。

第2条 (利用期間)

共通 NW の利用期間は、申込書に記載されたサービス利用期間（月単位とする。）とし、お客様は、共通 NW の利用の申込みを行った後は、本約款及び本個別条件その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

- 2 前項に定めるサービス利用期間の満了の日の10営業日前までにお客様から契約終了の申し出がない限り共通 NW の利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第3条 (中途解約)

お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、解約日の属する暦月の前月の20日より前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、共通 NW を中途解約することができます。

- 2 前項によりお客様が共通 NW を中途解約した場合又は当社の責に帰すべき事由によらず共通 NW が契約期間の途中で解除又は終了した場合、お客様は、当社に対して、既に当社に支払った料金について返還を請求することはできず、また、解約、解除又は終了日が属する共通 NW の利用月の料金について支払義務を免れることはできません。なお、未払いの料金は、契約の解約、解除又は終了した月の翌月末日までに一括で支払うものとします。

別紙 個別条件書 オプションサービス<HUB コネクタ>

第1条 (遵守事項)

お客様は仕様書で定める HUB コネクタの利用にあたってはエクイニクス社のウェブサイトに掲載されるポリシー（以下「ポリシー」）を遵守するものとします。なお、個別条件とポリシーの内容に齟齬がある場合、個別条件の内容が優先されるものとします。

第2条 (利用期間)

HUB コネクタの利用期間は、申込書に記載されたサービス利用期間（月単位とする。）とし、お客様は、HUB コネクタの利用の申込みを行った後は、本約款及び本個別条件その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

- 2 前項に定めるサービス利用期間の満了の日の4か月前までにお客様から契約終了の申し出がない限り HUB コネクタの利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第3条 (中途解約)

お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、解約日の3か月前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、HUB コネクタを中途解約することができます。

- 2 前項によりお客様が HUB コネクタを中途解約した場合又は当社の責に帰すべき事由によらず HUB コネクタが契約期間の途中で解除又は終了した場合、お客様は、当社に対して、既に当社に支払った料金について返還を請求することはできず、また、解約、解除又は終了日が属する HUB コネクタの利用月の料金について支払義務を免れることはできません。なお、未払いの料金は、契約の解約、解除又は終了した月の翌月末日までに一括で支払うものとします。

第4条 (原状回復)

HUB コネクタが解約、解除又は終了した場合、お客様は、当社と協議のうえ定める日までに、機器等の撤去及び設備等を使用前の原状に回復させるものとし、当該機器等撤去費用及び原状回復費用はお客様が全額負担するものとします。

- 2 お客様が、前項に定める日までに機器等の撤去又は設備等の原状回復を行わなかった場合、当社は自ら機器等の撤去又は設備等の復帰を実施できるものとします。この場合において、当社は機器等の撤去及び設備等の復帰に伴う費用（機器等の保管に伴う費用を含む。）を全額、お客様に請求できるものとし、かつ、当該機器等の撤去及び設備等の原状回復により機器等に生ずる毀損、汚損、障害、データ消失等について一切の責任を負いません。
- 3 お客様が前項の費用を支払わない場合、当社はお客様の機器等を転売、廃棄処分等し、当該費用の回収にあてることができるものとします。

第1条（遵守事項）

お客様は仕様書で定めるクラウドコネクタの利用にあたってはエクイニクス社のウェブサイトに掲載されるポリシー（以下「ポリシー」）を遵守するものとします。なお、個別条件とポリシーの内容に齟齬がある場合、個別条件の内容が優先されるものとします。

第2条（利用期間）

クラウドコネクタの利用期間は、申込書に記載されたサービス利用期間（月単位とする。）とし、お客様は、クラウドコネクタの利用の申込みを行った後は、本約款及び本個別条件その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

- 2 前項に定めるサービス利用期間の満了の日の10営業日前までにお客様から契約終了の申し出がない限りクラウドコネクタの利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第3条（中途解約）

お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、解約日の属する暦月の前月の20日より前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、クラウドコネクタを中途解約することができます。

- 2 前項によりお客様がクラウドコネクタを中途解約した場合又は当社の責に帰すべき事由によらずクラウドコネクタが契約期間の途中で解除又は終了した場合、お客様は、当社に対して、既に当社に支払った料金について返還を請求することはできず、また、解約、解除又は終了日が属するクラウドコネクタの利用月の料金について支払義務を免れることはできません。なお、未払いの料金は、契約の解約、解除又は終了した月の翌月末日までに一括で支払うものとします。

第1条（遵守事項）

お客様は仕様書で定める共通 NW の利用にあたってはエクイニクス社のウェブサイトに掲載されるポリシー（以下「ポリシー」）を遵守するものとします。なお、個別条件とポリシーの内容に齟齬がある場合、個別条件の内容が優先されるものとします。

第2条（利用期間）

仕様書で定めるコロケーションの利用期間は、申込書に記載されたサービス利用期間（年単位とする。）とし、お客様は、コロケーションの利用の申込みを行った後は、本約款及び本個別条件その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

- 2 前項に定めるサービス利用期間の満了の日の4か月前までにお客様から契約終了の申し出がない限りコロケーションの利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第3条（中途解約）

お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、解約日の3か月前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、コロケーションを中途解約することができます。

- 2 前項によりお客様がコロケーションを中途解約した場合又は当社の責に帰すべき事由によらずコロケーションが契約期間の途中で解除又は終了した場合、お客様は、当社に対して、既に当社に支払った料金について返還を請求することはできず、また、未払いの料金について支払義務を免れることはできません。なお、未払いの料金は、契約の解約、解除又は終了した月の翌月末日までに一括で支払うものとします。

第4条（データセンタ施設の利用等）

お客様は、お客様の費用と責任において、当社が割り当てたデータセンタ施設内のラック又はスペースに機器等を設置することができるものとします。

- 2 お客様は、データセンタ施設の利用にあたっては、データセンタ事業者が別途定めるデータセンタご利用の手引き及び仕様書を遵守するものとします。
- 3 お客様は、データセンタ施設内に設置する機器等に関しては、あらかじめ当社が別に定める書面により、機器等に関する情報を届け出、当社の承認を受けるものとします。また、機器等の追加、変更、撤去に関しても同様とします。
- 4 当社はお客様と協議のうえで、お客様に割り当てたデータセンタ施設内のラックの位置、又はスペースを変更できるものとします。
- 5 前項の他、データセンタ施設の管理運営に必要な事項については、お客様は当社の指示に従うものとします。
- 6 お客様が本条に違反することにより、当社又は第三者に損害を与えた場合、お客様は自らの費用と責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第5条（お客様の機器等）

お客様は、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 設備等を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備等に線条その他の導体を連絡しないこと
ただし、天災地変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は機器等の接続若しくは保守のため必要があるときは、当社から書面による事前の承諾を受けたうえで実施することができる

- (2) 当社が業務の履行上支障がないと認めた場合を除いて、設備等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと
 - (3) 設備等を善良な管理者の注意をもって利用すること
- 2 お客様がデータセンタ施設内で行った作業が原因となり、当社又は第三者に損害を与えた場合、お客様は自らの費用と責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第6条（原状回復）

- コロケーションが解約、解除又は終了した場合、お客様は、当社と協議のうえ定める日までに、機器等の撤去及び設備等を使用前の原状に回復させるものとし、当該機器等撤去費用及び原状回復費用はお客様が全額負担するものとします。
- 2 お客様が、前項に定める日までに機器等の撤去又は設備等の原状回復を行わなかった場合、当社は自ら機器等の撤去又は設備等の復帰を実施できるものとします。この場合において、当社は機器等の撤去及び設備等の復帰に伴う費用（機器等の保管に伴う費用を含む。）を全額、お客様に請求できるものとし、かつ、当該機器等の撤去及び設備等の原状回復により機器等に生ずる毀損、汚損、障害、データ消失等について一切の責任を負いません。
- 3 お客様が前項の費用を支払わない場合、当社はおお客様の機器等を転売、廃棄処分等し、当該費用の回収にあてることのできるものとします。

第1条（遵守事項）

お客様はクラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service の利用にあたっては IJ 社のウェブサイトに掲載される規定（以下「規定」）を遵守するものとします。規定は変更されることがあります。なお、個別条件と規定の内容に齟齬がある場合、個別条件の内容が優先されるものとします。

第2条（利用期間）

クラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service の利用期間は、申込書に記載されたサービス利用期間（月単位とする。）とし、お客様は、クラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service の利用の申込みを行った後は、本約款及び本個別条件その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

- 2 前項に定める期間の満了の日の4ヵ月前までにお客様から契約終了の申し出がない限りクラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service の利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第3条（中途解約）

お客様及び当社は、解約希望日の3ヵ月前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、クラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service を中途解約することができます。

- 2 前項によりお客様がクラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service を中途解約した場合又は当社の責に帰すべき事由によらずクラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service が契約期間の途中で解除又は終了した場合、お客様は、当社に対して、既に当社に支払った料金について返還を請求することはできず、また、解約、解除又は終了日が属するクラウド HUB for Microsoft Azure Peering Service の利用月の料金について支払義務を免れることはできません。なお、未払いの料金は、契約の解約、解除又は終了した月の翌月末日までに一括で支払うものとします。

別紙 個別条件書 オプションサービス<デュアルロケーション>

第1条 (遵守事項)

お客様は仕様書で定めるデュアルロケーションの利用にあたってはアット東京社が定めるサービス約款（以下「アット東京サービス約款」）を遵守するものとします。なお、個別条件とアット東京サービス約款の内容に齟齬がある場合、個別条件の内容が優先されるものとします。

第2条 (利用期間)

デュアルロケーションの利用期間（最低利用期間は1年間とする。）は、申込書に記載されたサービス利用期間（月単位とする。）とし、お客様は、デュアルロケーションの利用の申込みを行った後は、本約款及び本個別条件その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

- 2 前項に定めるサービス利用期間の満了の日の2か月前までにお客様から契約終了の申し出がない限りデュアルロケーションの利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第3条 (中途解約)

お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、解約日の2か月前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、デュアルロケーションを中途解約することができます。ただし、最低利用期間以内では中途解約することができないものとします。

- 2 前項によりお客様がデュアルロケーションを中途解約した場合又は当社の責に帰すべき事由によらずデュアルロケーションが契約期間の途中で解除又は終了した場合、お客様は、当社に対して、既に当社に支払った料金について返還を請求することはできず、また、解約、解除又は終了日が属するデュアルロケーションの利用月の料金について支払義務を免れることはできません。なお、未払いの料金は、契約の解約、解除又は終了した月の翌月末日までに一括で支払うものとします。